

訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

令和 7 年 2 月 1 日現在

1. 事業所（ステーション）の概要

（1）提供できるサービスの地域と種類

事業所名	若松区医師会訪問看護ステーション
所在地	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号
管理者氏名	境 亜希子
電話番号	093-771-7101
FAX 番号	093-751-7299
介護保険指定番号	4066590011
サービス提供区域	北九州市内

（2）事業所の職員体制

	資 格		業務内容
管 理 者 サービス提供責任者	正看護師	常勤 1 名	従業者及業務の管理 訪問看護利用申込調整 訪問看護師の技術指導
訪 問 看 護 師	看護師	常勤換算方法で2.5人以上 とし、1名は常勤	主治医の指示を受け、訪問 看護計画に沿ってサービ スを提供する。
事 務 職 員		1 人以上	事務一般

（3）サービス提供の時間帯

営 業 日	営 業 時 間 帯
平 日	午前9時から午後5時まで
土 曜 日	午前9時から12時まで

但し、営業時間外については必要に応じ対応する。

営 業 し な い 日	日曜日、国民の祝日、 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日
-------------	---

※緊急時訪問など、主治医が認める訪問はこの限りではありません。

2. 事業の目的と運営方針等

（1）事業の目的

一般社団法人北九州市若松区医師会が開設する若松区医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う介護保険法、後期高齢者医療制度（長寿医療）及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業はステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」）が介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者等（以下「利用者」という）に対し適切な訪問看護を提供することを目的とする。

（２）事業の運営方針

- イ．事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切な事業の提供を行う。
- ロ．事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行なう。
- ハ．事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（３）事業計画及び財務内容に関しては当事業所又は若松区医師会ホームページにて常時閲覧できます。

（４）サービスの特徴

事 項	内 容
訪問看護師の変更	変更を希望される方は申し出下さい。
従 業 員 研 修	採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 継続研修 年 1 2 回

３．サービス内容

- （１）病状・障害の観察
- （２）清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- （３）褥瘡の予防・処置
- （４）リハビリテーション
- （５）ターミナルケア
- （６）認知症患者の看護
- （７）利用者や家族に対する療養生活や看護方法の相談、指導
- （８）カテーテル等の管理、指導
- （９）医師の指示による医療処置
- （１０）その他、療養上の世話

４．利用者負担金

（１）利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の 1 割～3 割（負担割合に応じた額）が利用者負担となります。

ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となります。

【サービス費】

訪問看護	20 分未満	30 分未満	30分～1時間未満	1時間 ～1時間30分未満
6時～8時	4, 0 1 2 円	6, 0 1 3 円	1 0, 5 0 6 円	1 4, 3 9 6 円
8時～18時	3, 2 0 5 円	4, 8 0 8 円	8, 4 0 2 円	1 1, 5 1 6 円
18時～22時	4, 0 1 2 円	6, 0 1 3 円	1 0, 5 0 6 円	1 4, 3 9 6 円
22時～6時	4, 8 0 8 円	7, 2 1 8 円	1 2, 6 0 9 円	1 7, 2 7 5 円

介護予防 訪問看護	20 分未満	30 分未満	30分～1時間未満	1時間 ～1時間30分未満
6時～8時	3, 8 6 9 円	5, 7 5 8 円	1 0, 1 3 8 円	1 3, 9 1 6 円
8時～18時	3, 0 9 3 円	4, 6 0 4 円	8, 1 0 6 円	1 1, 1 2 8 円
18時～22時	3, 8 6 9 円	5, 7 5 8 円	1 0, 1 3 8 円	1 3, 9 1 6 円
22時～6時	4, 6 4 5 円	6, 9 1 2 円	1 2, 1 6 0 円	1 6, 6 9 3 円

※上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準としています。

※准看護師の場合は90/100になります。

※介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

(2) 交通費

北九州市内の地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方では、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

(3) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行致します。

(4) 料金の支払方法について

毎月20日までに前月分の請求を致します。

お支払い方法は口座自動引落とし（郵便局・銀行）及び現金の中からお選びいただきます。

(5) その他の料金（地域加算 7 級地）

下記料金の1割～3割（負担割合に応じた額）が利用者負担となります。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき）：61円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき）：30円

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）：6, 126円（届け出された方のみ）

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（1月につき）：5, 860円（届け出された方のみ）

特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）：5, 105円

特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）：2, 552円

初回加算（Ⅰ）（初回月のみ）：3, 573円

初回加算（Ⅱ）（初回月のみ）：3, 063円

退院時共同指導加算（初回時）：6, 126円

看護・介護職員連携強化加算（1月につき）：2, 552円（要支援者は対象外）

ターミナルケア加算（死亡月に1回のみ）：25, 525円

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に算定（要支援者は対象外）。

複数名訪問が加算される場合があります。

・二人の看護師が同時訪問

30分未満 2, 593円／回 30分以上 4, 104円／回

・看護師と看護補助者が同時訪問

30分未満 2, 052円／回 30分以上 3, 236円／回

長時間訪問看護加算：3,063円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行なった後に引き続き指定訪問看護を行なった場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時は、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

看護体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）：5,615円

看護体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）：2,042円

〈介護予防訪問介護の場合〉

看護体制強化加算（1月につき）：1,021円

※算定要件を満たした月にのみ加算する。

口腔連携強化加算（1月につき）：510円

専門管理加算（1月につき）：2,552円

遠隔死亡診断補助加算：1,531円

高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数の100分の1

業務継続計画未策定減算：所定単位数の100分の1

料金説明及び加算の説明を受け、同意しました。

_____ 印

(6) その他サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります。

(7) エンゼルケア（臨終の際の処置）10,000 円

5. キャンセル料

利用者の不在によりサービスが中止になった場合は、キャンセル料300円を頂く場合があります。緊急やむを得ない事情が無い限りなるべく前日までにご連絡ください。

連絡先電話番号 093-771-7101

6. サービスの中止、終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、一週間前までにお申し出下さい。

(2) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了もしくは中断致します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所された場合。
- ・利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

(3) 健康上の理由による中止

- ・利用者が医療機関に入院された場合はサービスを一時中止致します。
 - ・サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。
- その場合は、家族・主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(4) その他

以下の場合は、文書で通知することにより即座にサービスの提供を中止させて頂く場合があります。

- ・利用者が事業者に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者からの催告に応じない場合。
- ・利用者が正当な理由もなく、サービスの中止を繰り返した場合。
- ・利用者又は、家族の方等が当事業所の訪問看護師に対して、本サービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合。
- ・サービス提供場所（利用者宅）が著しく危険な状態、状況にある場合。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主 治 医	医 療 機 関 名	
	主 治 医 氏 名	
	電 話 番 号	
ご 家 族	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	

8. 事故発生時等における対応方法

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。なお、当事業所では全国訪問看護事業協会と損害賠償保険契約を結んでおります。
- (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 個人情報の取り扱い

当事業所では、利用者に安心してサービスを受けて頂くために安全なサービスを提供するとともに、利用者の個人情報の取り扱いにも万全な体制で取り組んでいます。(別紙「若松区医師会における個人情報の利用目的」参照)

10. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該ステーション看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 業務継続計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 看護師等に対し業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 感染症対策

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容と介護保険負担割合証の内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当ステーションにお知らせ下さい。

14. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室	相談窓口担当者	境 亜希子
	ご利用時間	月～金曜 午前9時～午後5時 土曜 午前9時～午後12時
	ご利用方法	電話 771-7101 面接 若松区医師会訪問看護ステーション

(2) 公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

窓口：各区役所 保健福祉課介護保険担当

対応時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

若松区役所	所在地	若松区浜町一丁目1-1
	電話番号	761-4046 (直通)
八幡西区役所	所在地	八幡西区黒崎三丁目15-3
	電話番号	642-1446 (直通)
八幡東区役所	所在地	八幡東区中央一丁目1-1
	電話番号	671-6885 (直通)
戸畑区役所	所在地	戸畑区千防一丁目1-1
	電話番号	871-4527 (直通)
小倉北区役所	所在地	小倉北区大手町1-1
	電話番号	582-3433 (直通)
小倉南区役所	所在地	小倉南区若園五丁目1-2
	電話番号	951-4127 (直通)
門司区役所	所在地	門司区清滝一丁目1-1
	電話番号	331-1894 (直通)

福岡県 国民健康保険 団体連合会 介護保険相談窓口	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号	092-642-7859
	FAX 番号	092-642-7857
	対応時間	月～金曜 午前9時～午後5時

15. 事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 北九州市若松区医師会	
代表者名	会長 古賀 雅之	
所在地・連絡先	所在地	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号
	電話番号	093-761-5367
	FAX 番号	093-751-3933

若松区医師会における個人情報の利用目的

1. 医療・介護サービス提供

- (1) 当会の提供する医療・介護サービス
- (2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、行政機関等との連携
- (3) 医療機関、介護サービス事業者、行政機関等からの照会への回答
- (4) 患者様・利用者様の看護、介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (5) ご家族等への状況説明
- (6) その他、利用者様への介護サービス提供に関する利用

2. 診療費・介護給付費請求のための事務

- (1) 当会での医療保険、介護保険、公費負担医療、公費負担介護等に関する事務および委託
- (2) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (3) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (4) 公費負担介護に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- (5) その他、医療、介護および公費負担医療、介護等に関する請求の利用者負担金請求のための利用

3. 当会の管理運営事務

- (1) 会計、経理
- (2) 事故等の報告
- (3) 当該患者様・利用者様の医療・介護サービスの向上
- (4) その他の当会の管理運営業務に関する利用

4. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5. 当会において行われる医療・介護実習への協力

6. 医療・介護サービスの向上を目的とした当会内での症例研究

1. 利用目的

- ・「若松区医師会における個人情報の利用目的」（上部）に明記。
- ・利用目的に追加・変更が生じた場合は、「利用目的の変更通知書」にてお知らせいたします。

2. 利用期間

- ・サービス提供契約期間に準ずる。

3. 利用条件

- ・個人情報の提供は必要最少限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用いたしません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取扱いに関して説明しました。

<事業者>

所 在 地 北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号

事 業 者 名 若松区医師会訪問看護ステーション

代 表 者 名 古賀 雅之 ㊞

<説明者>

所 属 若松区医師会訪問看護ステーション

氏 名 ㊞

私は、訪問看護サービスの開始にあたり、事業者より本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取扱いに関して説明を受け、その内容に同意するとともに訪問看護サービスの開始に同意いたします。

<利用者>

住 所

氏 名 ㊞

<利用者代理人（選任した場合）>

代理人住所

代理人氏名 ㊞

（続柄 ）